

「勤続二年以上三年マデハ日給額、四十五日以上六十日分、三年以上一ケ年ヲ増ス毎日給額、二十日分ク増ス」

右ニ付キマシテ色々議論又意見カアツタ様デスカ結句會社ハ此際少しモ懸引ナトシテ居テイテ是レ以上如何トモ致シ難イト言明シヨシタ

六月二十日八夜、交渉委員ト會見シ合同ノ件ヲ迅速ニ解決セムルハ相互ノ希望ナル所ヲ其交渉ヲ円滑ニ進ムル為メ新ニ提案ホシルト云フコトヲ左記ノ様ナ五箇條ヨリ成ル案ヲ出マシタ

- 一、 曩ニ調整場ヨリ提出セシ要求案ニ對スル會社ノ回答ヲ覆書トスルコト
- 二、 拾考解雇者ニ對スル解雇手當ヲ夜未事業整理ノ場合ニ出シタル額ト同額ニスルコト
- 三、 休業中ハ日給ノ金額ヲ支給スルコト
- 四、 年級費用トシテ金五百円ヲ支給スルコト
- 五、 今後裁旨者ヲ出サザルコト

右ノ五ヶ條ニ就キマシテ

- 一、ニ對シテハ既ニ要求ノ回答ニ関シテハ刷物ニシテ経過報告ト共ニ公表シテアリヌワラ今更其ノ必要ヲ認メザセシ事實ヲ認見書以上ノ事カシテアリマス
- 二、ニ對シテハ合同ノ事業整理ノ場合ト異ヒマスデ其ノ場合ト同率ニ出ス理由カアリマセン 合同ノ率ハ相當考慮サレタラアリマス
- 三、ニ對シテハ既ニ御通知シラアリマス通り通知ノ期間日給ノ半額ヲ支給スルコトニシテアリマス
- 四、ハ支給スル理由カアリマセン
- 五、ニ對シテハ好ニテ裁旨者ヲ出シタハアリマセンガ將來天シテ出サナイナド云フコトヲ約束スル級ニ行キマセン

右ノ様ナ交渉額未デアリマス

六月二十八日